

# 市民意見交換会にかかる意見・質問及び回答(令和8年4月末時点)

委員会名: 厚生常任委員会

番号	委員会等で整理した市民からの意見・質問等	意見・質問等への対応(執行部からの回答内容を含む)
1	<p>民生委員の処遇や成り手不足への対応について、どのように考えているか。</p>	<p>担当部局(福祉保健部)から、「民生委員には、民生委員法で給与を支給しないこととされているが、本市では活動費として、1人当たり年間15万円を支給している。令和6年度の調査では、本市の支給額は中核市62市のうち、高い方から2番目に位置している。</p> <p>また、民生委員の負担軽減と成り手不足解消に向け、これまでも、全庁的なサポート体制を整備するとともに、活動の指針となるQ&amp;Aの作成や、一斉改選に伴う引継ぎを円滑に進めるためのサポーター制度の創設などを行ってきた。</p> <p>令和7年12月1日の一斉改選に際しては、地域の意見を反映させた定員設定を行い、募集に関しては新たに市報への掲載やリーフレットの作成、祝祭の広場でのPR動画の放映を行い、民生委員活動の周知を図った。これに加え、PTAや青少年健全育成協議会にも選任について協力依頼を行ったところである。</p> <p>その結果、地域の御協力の中で充足率約97%と、中核市の中でも比較的高い水準を維持することができたが、成り手不足は依然として課題であると認識している。</p> <p>民生委員制度は、民生委員法に基づく国の制度であり、処遇や成り手不足への対応については全国的な課題であることから、国の動向を踏まえ、本市としても引き続き取組を進めていく。」との回答がありました。</p> <p>本委員会としても、民生委員の処遇や成り手不足への対応は課題であると考えており、引き続き担当部局の取組を注視していきます。</p>